



住所変更ワンストップサービス等



引越し時
に便利!

1 概要

マイナ免許証のみ又はマイナ経歴証明書のみを有する方は、警察において利用開始手続を行うことによって、市区町に住所等（住所、氏名及び生年月日）の変更を届出するだけで、免許情報が自動変更され、免許センター等への届出が不要になります。

2 利用開始手続

- ① 同意手続…利用規約の確認及び警察へ提供する住所等の項目の選択
- ② 署名用電子証明書の提出（カード用）…署名用電子証明書用の暗証番号(市区町で設定した6～16桁の英数字)を入力

3 手続を行う機会

上記①及び②は、マイナンバーカードへの免許情報の記録に引き続いて行います。

4 手続ができる場所等

- ① 免許センター等（広島・東部の両センター及び警察署等）
- ② 上記3の機会に手続が完了できなかった方は、免許センターにご相談ください。

注意点

- ① 同意の有効期間は10年です。サービスの継続を希望される方は、同意の有効期間が満了する前に、再度、利用開始手続を行ってください。同意の有効期限が間近に迫ると、マイナポータルにお知らせが届きます（マイナポータル連携が完了している方に限ります。）。
- ② 署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。
- ③ 市区町で住所等の変更の届出をした際は、新たな署名用電子証明書の発行手続を行ってください。
- ④ 住所等のうち、同意しなかった項目については、引き続き、免許センター等への届出が必要です。